

令和8年度健康診断器具滅菌等業務委託 仕様書

1 目的

学校保健安全法第13条の規定に基づく児童生徒の健康診断の円滑な実施及び養護教諭等の健康診断器具滅菌に係る業務負担軽減を図ることを目的とする。

2 件名

令和8年度健康診断器具滅菌等業務委託

3 履行場所

那須塩原市立小・中・義務教育学校

4 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 健康診断の時期

令和8年4月1日から令和8年6月30日まで

ただし、コロナウイルス感染症の影響など特別な事情で健康診断の実施体制が整わない等やむを得ない場合には、令和9年3月末日まで期間を延長する場合がある。

6 受託要件

過去5年以内に小学校、中学校、義務教育学校いずれかの健康診断器具滅菌等業務の受託実績があること。なお、実績についてはいずれも全国の受託実績とする。

※様式1「業務実績調書」、契約書の写し及び仕様書の写しを提出すること。

7 使用器具

- (1) 健康診断で使用する器具は、鼻鏡（ハルトマン、和辻）、舌圧子（板状、チエルマック式）、耳鏡、歯鏡とする。
- (2) 鼻鏡、舌圧子については、学校医によって使用する形状が違うことから各学校の学校医が決まり次第別途協議すること。
- (3) 鼻鏡及び耳鏡のサイズについて、小学校（義務教育学校前期を含む）の児童については「小」、中学校（義務教育学校後期を含む）の生徒については「中」が望ましいが、他自治体等において実績がある場合にはこの限りではない。
- (4) 本仕様書内「5-1 器具の配送 (3) 配送数」において、別紙1「器具を保有・保管している学校の必要器具数等一覧」に記載のある学校分については、学校において器具を保有・保管している。契約締結後、受託者へ学校保有の器具を引継ぐため、引継がれた器具を使用し、契約満了日まで受託者が保管及び管理を行うこと。
- (5) 本仕様書内「5-1 器具の配送 (3) 配送数」において、別紙2「受託者において器具を用意する学校の必要器具数等一覧」に記載のある学校については、学校で器具を保有していないため、受託者において器具を準備すること。

8 履行内容

8-1 器具の配送

(1) 配送・回収予定表の作成

受託者は、本市から送付される各学校の健康診断実施日及び配送依頼数に基づいて、各学校への配送・回収予定表を作成し、配送開始までに本市へ通知すること。なお、各学校の健康診断実施日については例年2月以降に決定となるため、決定次第、本市から受託者へ報告する。

(2) 配送日程

受託者は、原則として健康診断実施の2日前まで（ただし、土・日曜日、祝日を除く）に各学校へ配送すること。ただし、健康診断の日程が集中するなどのやむを得ない場合は、本市及び該当学校に事前連絡の上、健診日前日の午前中までに配送するものとする。

(3) 配送数

配送する器具の数量は、別紙1「器具を保有・保管している学校の必要器具数等一覧」及び別紙2「受託者において器具を用意する学校の必要器具数等一覧」のとおりである。なお、密封包装の単位については、受託者によるものとする。

(4) 配送方法

宅配便又は受託者の持ち込みによるものとする。なお、宅配便を使用した場合の費用については全て受託者負担とする。

(5) 配送日程及び配送数の変更

健康診断実施日の変更、器具の数量変更及び緊急の追加配送依頼等が生じた場合には、受託者は本市または各小・中・義務教育学校からの連絡に基づき速やかに対応すること。

8-2 器具の回収

(1) 回収日程

受託者は、原則として健診日の翌日（ただし、土・日曜日、祝日を除く）に回収すること。ただし、健康診断の日程が集中するなどのやむを得ない場合は、本市及び該当学校に事前連絡の上、回収日の変更を行うものとする。

(2) 回収方法

宅配便又は受託者の持ち込みによるものとする。なお、宅配便を使用した場合の費用については全て受託者負担とする。

(3) 回収器具の取扱い

回収する器具の状態は、雑洗い等を施さないままのものとする。なお、使用していない器具については、必要に応じて学校に保管し、次の健康診断に使用することができるものとする。

8-3 器具の点検及び滅菌処理

(1) 不具合の報告

受託者は、回収した器具について、回収の都度、安全性及び不具合等の点検を行い、点検の際に不具合があった器具については、様式2「健康診断器具不具合報告書」を付して本市へ報告すること。

(2) 使用不可となった器具の処分

点検の際に不具合を発見し、使用不可となった器具については、受託者の負担において処分を行うこと。なお、受託者はこれにより器具数が大幅に減少し、器具の配送スケジュール等本業務の遂行に支障をきたすことが想定される場合は、様式2「健康診断器具不具合報告書」に記載すること。

(3) 滅菌処理

受託者は、点検で確認した良好な器具について、オートクレーブによる高圧蒸気滅菌又は高圧蒸気滅菌と同程度の滅菌効果のある方法で滅菌を行い、滅菌処理前に密封包装をすること。

8-4 器具の保管及び管理

(1) 管理及び保管の取扱い

回収した器具については、善良な管理者の注意をもって管理及び保管すること。

(2) 数量報告

滅菌業務完了時には、様式3「健康診断器具種類別保管数量報告書」により健康診断器具の種類別保管数量を報告すること。

9 支払条件

1回（精算払）

10 担当部署

那須塩原市教育部学校教育課

11 その他

- (1) 受託者は、業務完了後速やかに業務完了報告書を提出し、本市へ報告すること。なお、様式については契約締結後に本市から提供するものとする。
- (2) 配送及び回収数確定後、実績に基づく変更契約を締結するものとする。
- (3) 健康診断器具の納品、回収、保管及び滅菌時に器具の破損等が生じた場合の経費については受託者負担とする。
- (4) 各学校が保有している健康診断器具の引継ぎ方法については、受託者との協議により決定すること。
- (5) 契約期間の満了等に伴い契約が終了となるときは、健康診断の実施に支障が生じないように、新たに市が契約締結を予定する事業者に健康診断器具の引継ぎを行うこと。なお、引継ぎに関する費用は受託者負担とする。
- (6) 仕様書に記載のない事項や記載内容に疑義が生じた場合は、担当者と協議の上、決定すること。

(別紙1) 器具を保有・保管している学校の必要器具数等一覧

No.	学校名	所在地	鼻鏡	耳鏡	舌圧子	歯鏡
1	黒磯小学校	那須塩原市豊町2-1	228	228	228	228
2	稻村小学校	那須塩原市埼玉8	—	—	—	409
3	東原小学校	那須塩原市東原4	215	215	215	215
4	埼玉小学校	那須塩原市埼玉99	—	—	—	489
5	豊浦小学校	那須塩原市豊浦17	—	—	—	338
6	共英小学校	那須塩原市共墾社99-1	—	—	—	358
7	鍋掛小学校	那須塩原市鍋掛1019	191	191	191	191
8	大原間小学校	那須塩原市方京3-14-6	—	—	—	653
9	波立小学校	那須塩原市波立228	79	79	79	79
10	高林小学校	那須塩原市高林483	151	151	151	151
11	青木小学校	那須塩原市青木12	99	99	99	99
12	三島小学校	那須塩原市三島1-21	—	—	—	669
13	楓沢小学校	那須塩原市楓沢1	—	—	—	305
14	東小学校	那須塩原市太夫塚1-193	—	—	—	454
15	南小学校	那須塩原市二区町399	—	—	—	291
16	西小学校	那須塩原市四区町662	—	—	—	307
17	大山小学校	那須塩原市下永田8-7	—	—	—	677
小学校計			963	963	963	5,913
18	黒磯中学校	那須塩原市豊町5-3	184	184	184	184
19	黒磯北中学校	那須塩原市埼玉6	—	—	—	331
20	厚崎中学校	那須塩原市上厚崎385	—	—	—	403
21	日新中学校	那須塩原市鍋掛1087	—	—	—	267
22	東那須野中学校	那須塩原市島方689	—	—	—	355
23	高林中学校	那須塩原市箭坪353	113	113	113	113
24	三島中学校	那須塩原市東三島1-104	—	—	—	654
25	三島中学校分教室「プリズム」	那須塩原市南郷屋5-163	—	—	—	20
26	西那須野中学校	那須塩原市下永田4-3	—	—	—	765
27	筍根学園	那須塩原市関谷2018-1	269	45	269	269
28	塩原小中学校	那須塩原市中塩原364	58	45	58	58
中学校・義務教育学校計			624	387	624	3,419
合計			1,587	1,350	1,587	9,332

(別紙2) 受託者において器具を用意する学校の必要器具数等一覧

No.	学校名	所在地	鼻鏡	耳鏡	舌圧子
2	稻村小学校	那須塩原市埼玉8	409	409	409
4	埼玉小学校	那須塩原市埼玉99	489	489	489
5	豊浦小学校	那須塩原市豊浦17	338	338	338
6	共英小学校	那須塩原市共墾社99-1	358	358	358
8	大原間小学校	那須塩原市方京3-14-6	653	653	653
12	三島小学校	那須塩原市三島1-21	669	30	669
13	楢沢小学校	那須塩原市楢沢1	305	30	305
14	東小学校	那須塩原市太夫塚1-193	454	30	454
15	南小学校	那須塩原市二区町399	291	291	291
16	西小学校	那須塩原市四区町662	307	30	307
17	大山小学校	那須塩原市下永田8-7	677	677	677
小学校計			4,950	3,335	4,950
19	黒磯北中学校	那須塩原市埼玉6	331	331	331
20	厚崎中学校	那須塩原市上厚崎385	403	403	403
21	日新中学校	那須塩原市鍋掛1087	267	267	267
22	東那須野中学校	那須塩原市島方689	355	355	355
24	三島中学校	那須塩原市東三島1-104	654	15	654
25	三島中学校分教室「プリズム」	那須塩原市南郷屋5-163	20	3	20
26	西那須野中学校	那須塩原市下永田4-3	765	765	765
中学校計			2,795	2,139	2,795
合計			7,745	5,474	7,745